

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構 の 独 立 行 政 法 人 化
(中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 に つ い て)

平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画について」を受けて、勤労者退職金共済機構を独立行政法人とする必要がある。このため、独立行政法人通則法により個別法で定めることとされた内容等を盛り込んだ中小企業退職金共済法の一部改正等所要の法改正を行う必要がある。

1 概要

(1) 法人の名称

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）とする。

(2) 法人の目的

機構は、中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。

(3) 業務の範囲

中小企業退職金共済事業及びこれに附帯する業務を行うこととする。

(4) 役員

機構に理事長1名、監事2名を置く。その他、理事4名以内を置くことができることとする。

(5) 運営委員会

業種毎に行われる特定業種退職金共済業務の円滑な運営を図るため、当該業種の事業主等から構成される運営委員会を、特定業種ごとに置くこととする。

(6) 区分経理

一般の中小企業退職金共済業務及び各特定業種退職金共済業務についてそれぞれ勘定を区分することを定めるとともに、勘定間の資金融通を禁止することを規定する。

(7) 国の補助

機構が行う新規加入者に対する掛金助成に要する費用について、現行どおり精算行為の伴う補助金として措置することができることを規定する。

機構の事務費・人件費の一部については、運営費交付金として措置する。

2 独立行政法人への移行に伴う措置

権利義務の継承

勤労者退職金共済機構の一切の権利及び義務は、新法人が承継する。

3 施行期日

平成15年10月1日を予定。

【照会先】

厚生労働省労働基準局
勤労者生活部勤労者生活課
(内線5376)